

生産緑地法等の改正に対応した都市農地保全に関する緊急要望

都内の大部分の生産緑地が平成 34 年に指定から 30 年を迎えることになり、これらの生産緑地はいつでも買取り申出ができるようになるため、市街化区域内の農地転用が大幅に加速されるのではないかとのおそれが指摘されている。

こうしたなか、2 月 10 日に閣議決定された「都市緑地法等の一部を改正する法律案」において、生産緑地法の改正案については地権者の同意により指定を 10 年延長する特定生産緑地制度が設けられた。関連する税制についてはいまだ示されていないものの、農家は特定生産緑地の指定を受ければ相続税や固定資産税など税制面でも従前のおり安心して営農を継続できる制度になると考えられる。

そこで、将来にわたりできる限り多くの都市農地を保全するためには、都内の大部分の生産緑地が指定後 30 年を迎える平成 34 年までの限られた期間において、市街化区域に農地を持つ全ての農家に対し、改正される生産緑地制度や関係税制に関する正確な情報提供を行うとともに、農地の保全に向けた徹底した啓発を行う必要がある。

よって、東京都においては急ぎ下記の対策を確立して対応にあたられるよう要望する。

記

1. 生産緑地制度の啓発に向けた推進体制の強化

新たな生産緑地制度等の周知ならびに都市農地保全に関する啓発を徹底して行うため、農林水産部と都市計画部局が一体となって推進体制を整備すること。

2. 農業委員会系統組織の活動強化

市街化区域内に農地を持つ全ての農家に正確な情報を伝え、農地保全に向けた啓発を徹底する上では農業委員会系統組織が果たすべき役割が非常に重要であることから、その活動を担保するための予算の拡充と組織の強化をはかること。

平成 29 年 3 月 17 日

一般社団法人 東京都農業
会長 青山 倫

